

# 第四次福島県食育推進計画

令和4～8年度

令和4年3月

福島県

# 目次

第1章	計画策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	食をめぐる現状と課題	
1	人口の推移	2
2	平均寿命と健康寿命	2
3	健康及び食生活	2
(1)	メタボリックシンドローム	3
(2)	次世代の健康	3
(3)	高齢者の介護予防	4
(4)	歯・口腔の健康	4～5
(5)	食塩摂取量	5
(6)	野菜摂取量	6
(7)	朝食摂取の状況	6
4	食の安全・安心の確保	7
5	地産地消	7
6	食文化の継承	8
7	災害への食の備え	8
第3章	食を取り巻く新たな視点	
1	SDGs（持続可能な開発目標）へのコミットメント	9
2	食品ロスの削減	9
3	新型コロナウイルス感染症による食育への影響	10
第4章	第三次福島県食育推進計画の総括	11
第5章	第四次福島県食育推進計画の基本方針と体系	
1	第四次福島県食育推進計画の基本方針	12
2	計画の位置付け	13
3	計画の推進体制	14
4	計画の進行管理	14
5	計画推進における関係者の役割	15

第6章	計画の基本目標等	
1	基本目標について	16
2	基本的施策	16
3	基本的施策ごとの重点施策	17～19
第7章	食育推進に関する具体的取組	
1	健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進	
(1)	健康な心と身体を育むための食育の推進	20～21
(2)	子どもの発達段階に応じた食育の推進	21～22
(3)	ライフステージに応じた食育の推進	23
(4)	地域等における食育の推進を支える環境の整備	24
	目標指標	25～26
2	食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進	
(1)	豊かな食育体験の推進	27
(2)	地域資源の活用促進と地産地消の推進	27
(3)	自然や食文化とともに、食や暮らしを支える農林漁業との関わりを通じた食育の推進	28
(4)	食品ロス削減等の推進	28
	目標指標	29
3	食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進	
(1)	生産から消費に至る食の安全の確保	30～31
(2)	食の安全・安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション	31～32
(3)	農林水産物や食品中の放射性物質管理による安全性の確保及び正確な情報発信	33
(4)	災害対応力のある食環境の整備	34
	目標指標	35
第8章	参考資料	
1	目標指標一覧(詳細)	36～39
2	用語説明	40～41
4	福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱・委員名簿	42～43

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

『食育』は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、生涯を通じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、社会全体で食育を実践できる環境を整備することが重要です。

本県においては、食育基本法第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画として、「おいしく イキイキ 食育プラン～福島県食育推進計画」を平成19（2007）年3月に策定し、その目標実現に向け、関係組織が連携して横断的に取り組むために「福島県食育推進ネットワーク会議」を設置し、食育推進に努めてまいりました。

これまでの取組により、豊かな自然をいかした食育体験の拡大、地産地消の推進、農林水産物や加工食品の生産・加工・消費における安全と安心の確保、企業と連携した食環境整備などが進んだ一方で、生活の多様化により、食事バランスの乱れや肥満の増加、依然として多い食塩摂取量など、前計画に引き続き改善することができなかった課題もあります。

さらに、食をめぐる状況は刻々と変化しており、生涯の健康づくりにおいては、乳幼児期からの生活習慣病対策や、高齢期における肥満（過体重）の予防と低栄養の両輪の対策の重要性が高まるなど、各ライフステージの特性を踏まえた対応が求められています。また、新型コロナウイルス感染症などによる生活習慣や消費行動等への影響や、環境への配慮、激甚化する災害への食の備えなど、変化に対応した食育の推進が必要となっています。

こうした課題等に対応するため、食育基本法及び国の「第4次食育推進基本計画」を踏まえ、これまでの取組内容について見直しを行い（前計画の評価については別冊を参照）、ライフステージに応じた切れ目のない食育の推進を図るため「第四次福島県食育推進計画」（以下、「県食育計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

### 2 計画の期間

県食育計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

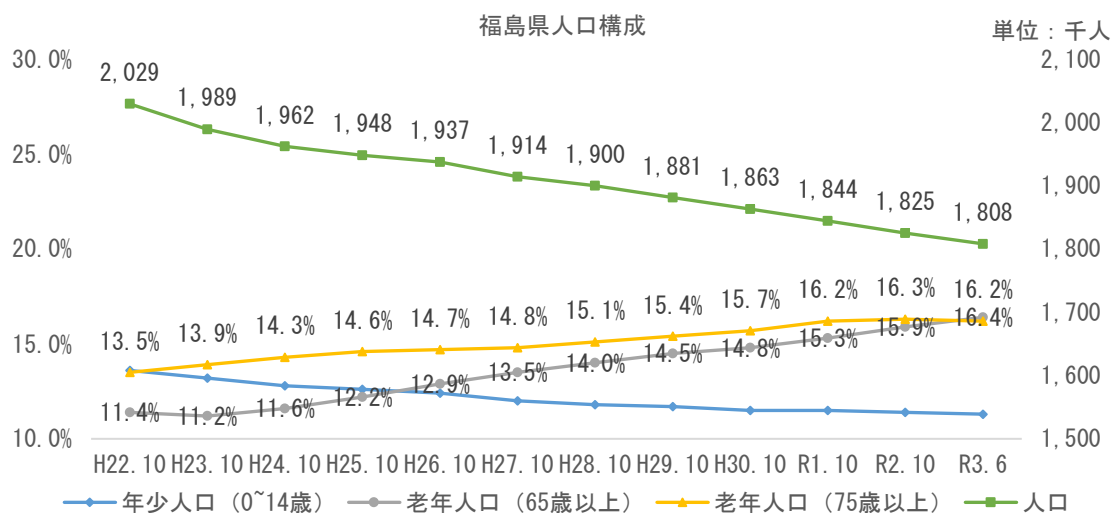
なお、状況の変化など必要に応じて随時見直すこととします。

## 第2章 食をめぐる現状と課題

### 1 人口の推移

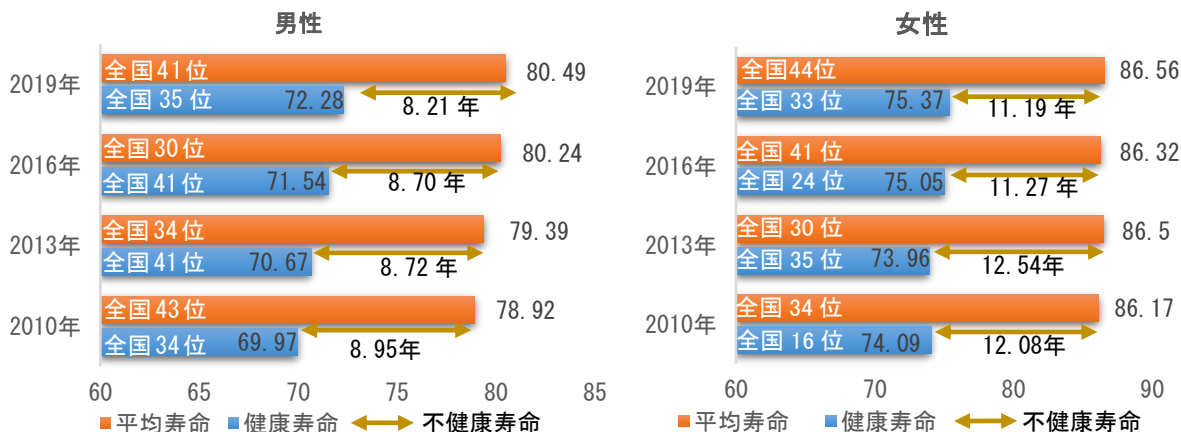
令和3（2021）年6月1日時点の本県の総人口推計は約180万人で、10年間で約18万人減少しており、少子化や働き世代の減少により、農林水産業の振興や地域の文化の伝承等への対策が求められています。

また、県全体の高齢化率は32.6%に増加し、約3人に1人が65歳以上という状況です。高齢化の進行に伴い社会保障関連の支出増加が想定され、生涯を通じた健康づくりの必要性が、より一層高まっています。



### 2 平均寿命と健康寿命

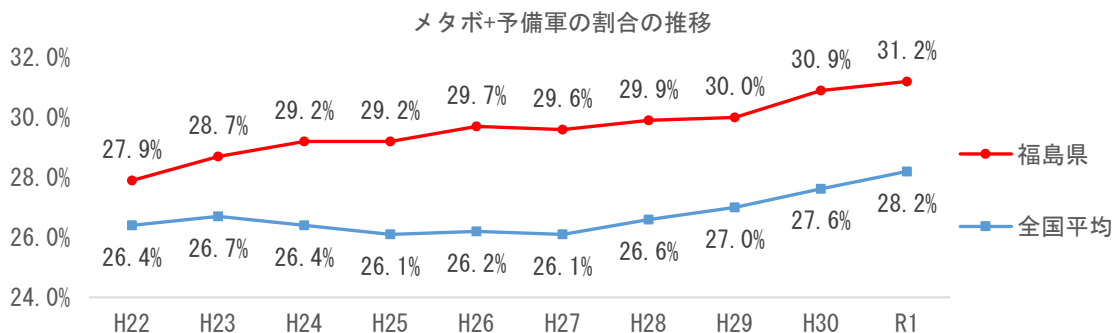
本県の平均寿命は、男性80.49歳（全国81.41歳）、女性86.56歳（全国87.45歳）となっています。健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間を「健康寿命」といい、本県の健康寿命は、男性72.28歳（全国72.68歳）、女性75.37歳（全国75.38歳）となっています。健康寿命の延伸には、適切な栄養摂取や、健康的な生活習慣の継続が必要となっています。



### 3 健康及び食生活

#### (1) メタボリックシンドローム

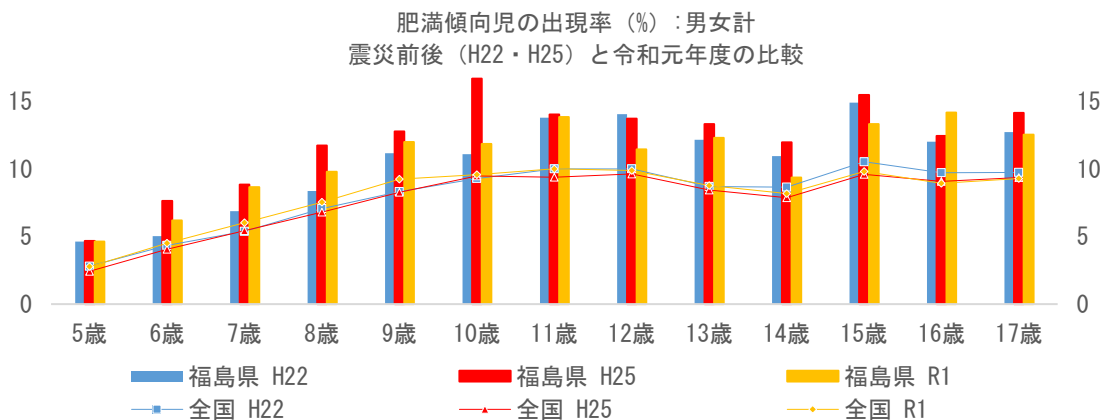
「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」の割合は、東日本大震災後に悪化して以降、増加を続けており、40歳以上の県民の約31%が該当することが分かっています。生活習慣病は食事・運動と密接な関係にあり、健全な食習慣と適度な運動等を推進することで生活習慣病の発症・重症化予防することが重要となっています。



数値：特定健康診査・特定保健指導に関するデータ（厚生労働省）

#### (2) 次世代の健康

肥満傾向児の割合についてはどの年代においても全国平均と比べ高い傾向にありますが、自分手帳や児童期運動指針、肥満対応ガイドライン等を活用した運動習慣や食習慣の指導を行ったことで、震災後ゆるやかに肥満傾向児出現率は減少し、令和元（2019）年度においては、震災後の平成25年（2013）度と比べて、16歳を除き肥満傾向児の出現率が低下しています。子どもの肥満は、身体活動や健康状態に影響を及ぼすだけでなく、成人期の肥満に移行しやすく、将来の生活習慣病発症の可能性を高めます。将来の肥満を予防するためには乳幼児期からの介入が重要であり、乳幼児健診（特に1歳6か月児健診と3歳児健診）において食事や運動、生活習慣等に関する指導を行うなど、健全な心身と豊かな人間性を育むため、子どもの発育・発達に合わせた切れ目のない食育の推進が必要です。

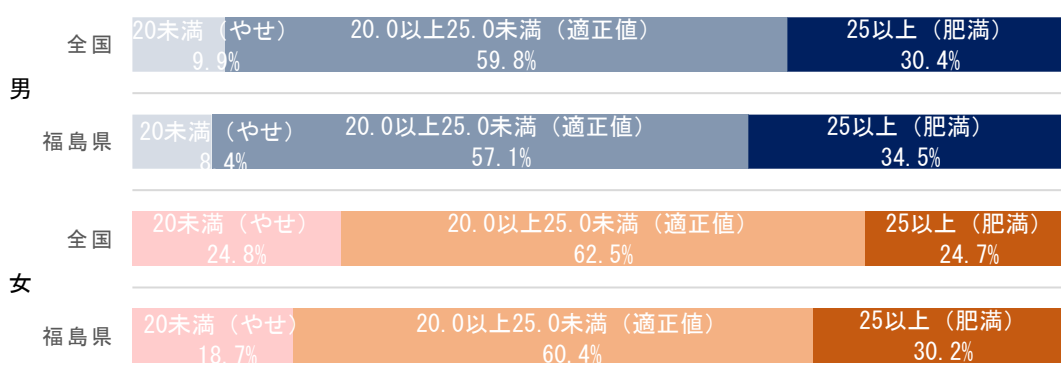


数値：学校保健統計調査 肥満傾向児の出現率（文部科学省）

### (3) 高齢者の介護予防

本県の65歳以上の肥満該当者は、全国的と比較しても高い割合であり、生活習慣病の発症や重症化等をきっかけに要介護状態につながる可能性が高くなります。また、高齢になるにつれ、食事の摂取量が減り、エネルギーやタンパク質を始めとした栄養素等の摂取不足により低栄養状態であるやせの割合も増加しており、介護予防については、肥満（過体重）の予防と低栄養の2つの側面からの取組を推進する必要があります。

特定健診受診者のBMIの分布 全国との比較（平成30年度・65～74歳）



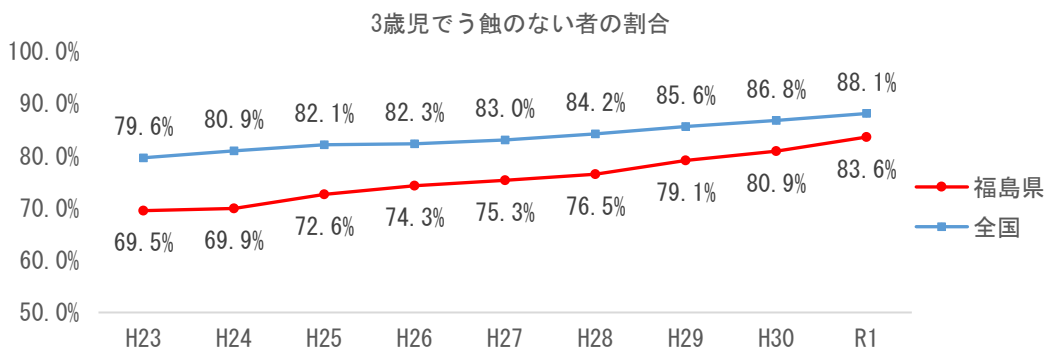
数値：NDBオープンデータ

### (4) 歯・口腔の健康

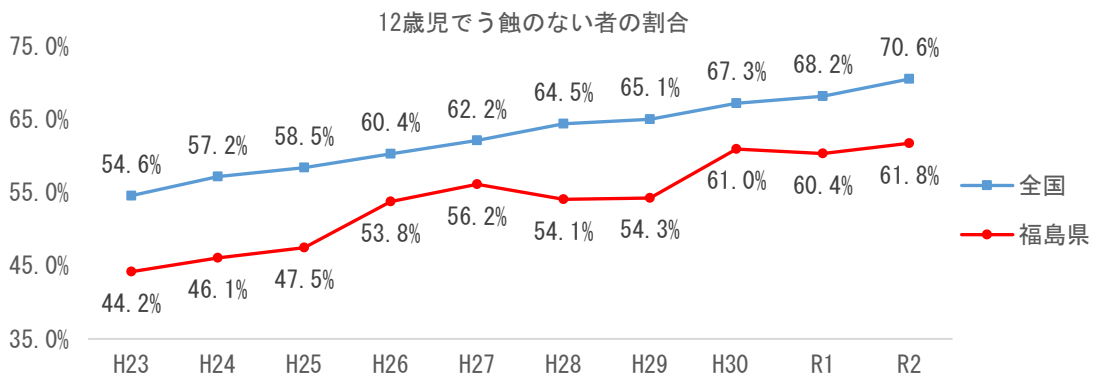
3歳児及び12歳児のむし歯の状況は改善傾向にあるものの、全国と比較すると高い状況にあり、子どものむし歯対策の継続が必要です。

成人では、60歳で未処置歯や進行した歯周炎がある人の割合が多く、口腔の健康に関する普及啓発の重要性は高く、また、加齢に伴い口腔機能が低下するオーラルフレイルへの対応も求められています。

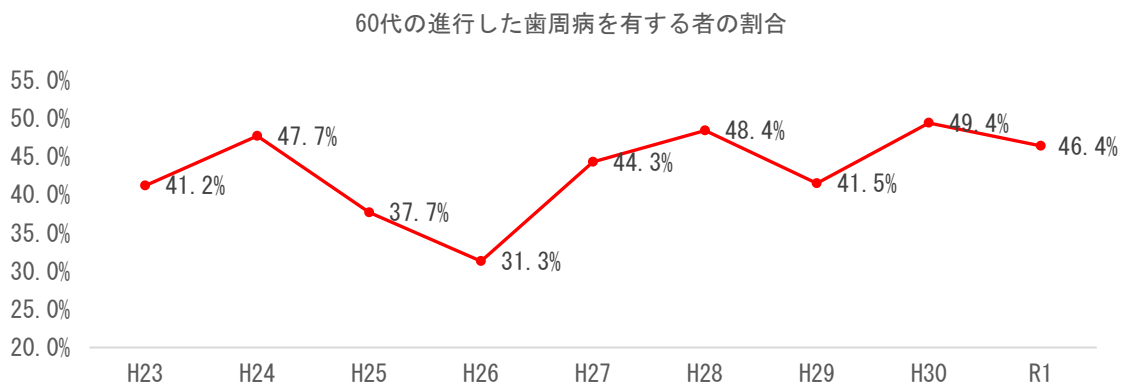
歯・口腔の健康は、食べる喜びや、適切な栄養量の摂取を保つ上で重要であるため、全ての県民が、生涯にわたり自分の歯で食べ健康で質の高い生活を送ることができるよう、各ライフステージに応じた歯周疾患予防や口腔機能の維持・向上が重要です。



数値：地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）



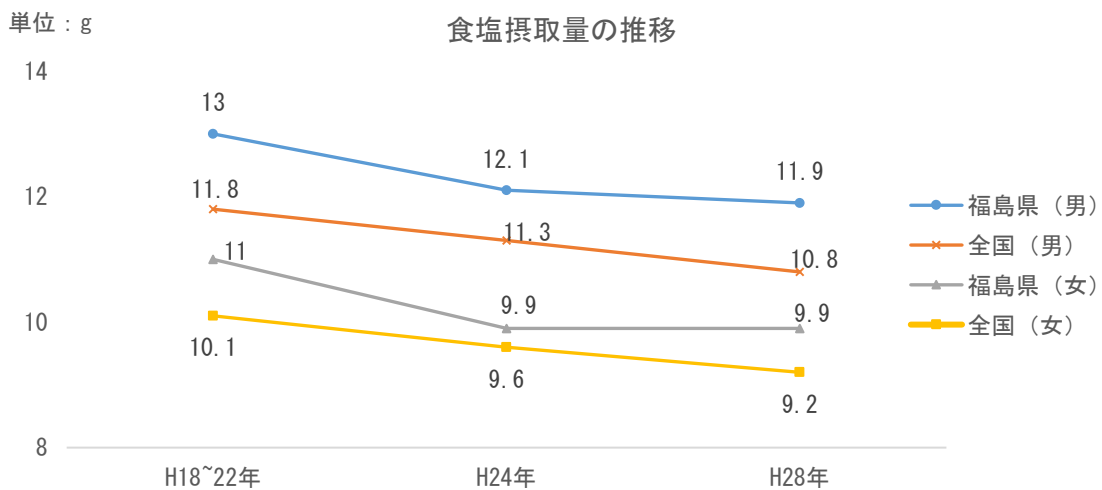
数値：学校保健統計調査（文部科学省）



数値：歯科保健情報システム

#### (5) 食塩摂取量

長期的視点では減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいの状況であり、全ての年代で目標量を上回っています。食塩の過剰摂取は生活習慣病の発症や重症化に大きく影響するため、これまでの普及啓発が中心の取組から、より実践に資する取組の必要性が高まっています。

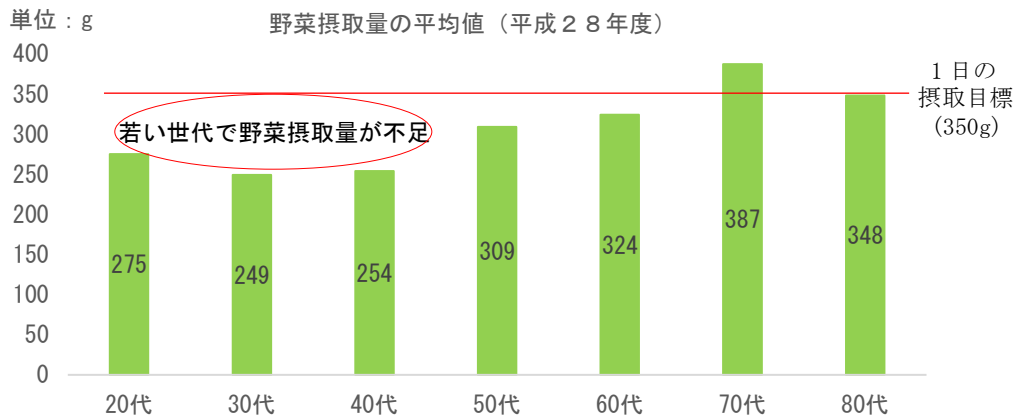


数値：国民健康・栄養調査（厚生労働省）



## (6) 野菜摂取量

男女ともに全国と比べて高い状況ですが、年代別に見ると、20～40代で食べる頻度が少なく、量も不足していることが分かっており、野菜不足によって食事バランスが乱れているのが現状です。また、生活習慣病予防の観点から、野菜から食べ始める食べ方を併せて推進することが重要です。



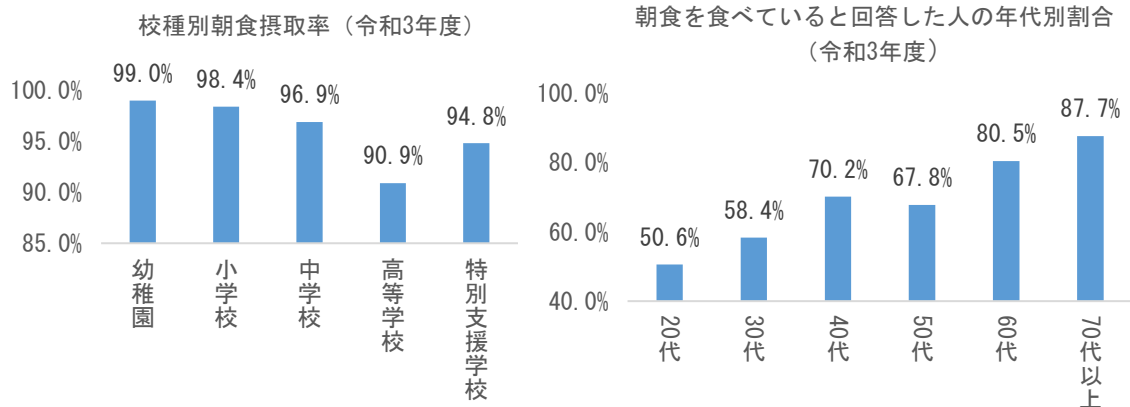
数値：国民健康・栄養調査（厚生労働省）

## (7) 朝食摂取の状況

本県の子どもたちは、高い割合で朝食を食べていますが、年齢が上がるにつれて食べない人の割合が増加しています。

また、成人では、20～30代で約5割が朝食を食べておらず、特に20代で食べない人の割合が高い状況にありました。30～40代は、仕事や子育てなどで多忙となり、自分自身の健康や食生活を顧みる機会の少ない世代です。

朝食を食べないことで、1日に必要な栄養が不足し、生活習慣病につながる可能性があります。また、親の食習慣が子どもにも影響を及ぼす可能性があることから、朝食摂取の重要性を伝え、習慣化を図る必要があります。



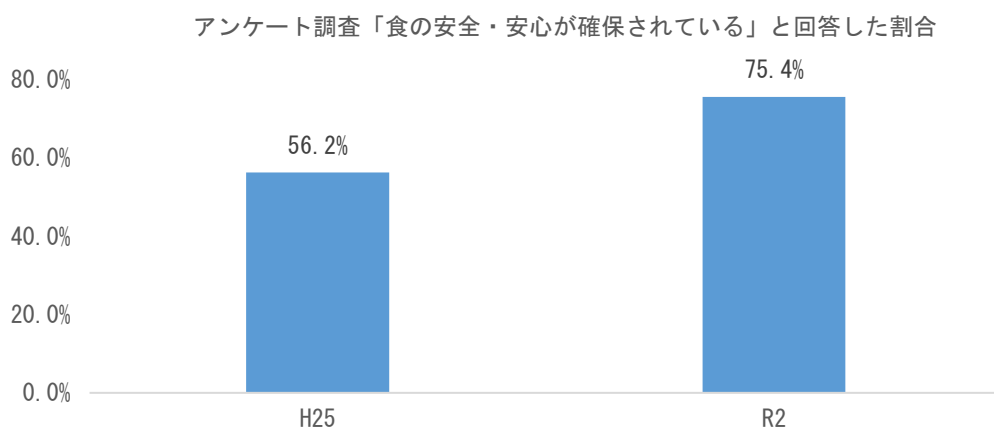
数値：「朝食について見直そう週間運動」（教育庁）

数値：県政世論調査

#### 4 食の安全・安心の確保

食品の安全性については、高い関心が寄せられています。平成27（2015）年4月には、食品の表示をより分かりやすいものとし、食べる際の安全性の確保や、食品を選ぶ際の十分な情報提供のため、食品表示法が創設されました。

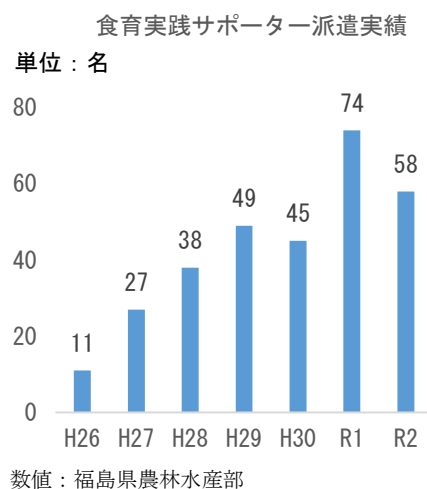
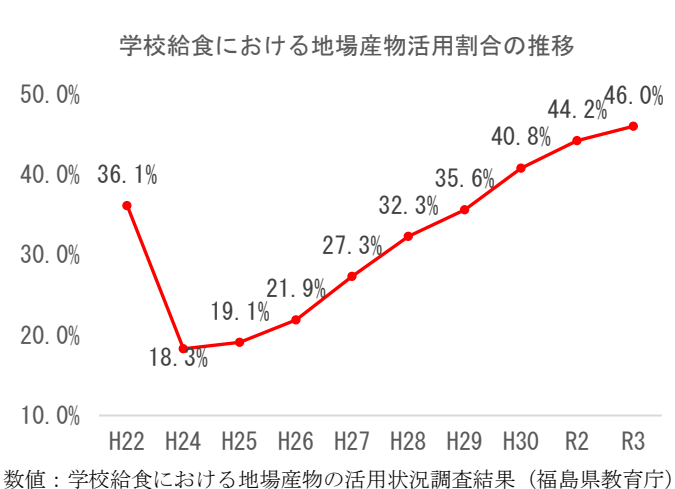
県では、生産から消費までの各段階での安全確保を図るため、生産段階では「FGAP」、食品加工段階では「ふくしまHACCP」等、独自の取組を推進しています。引き続き、放射性物質対策を含む総合的な食の安全・安心の確保を行う必要があります。



#### 5 地産地消

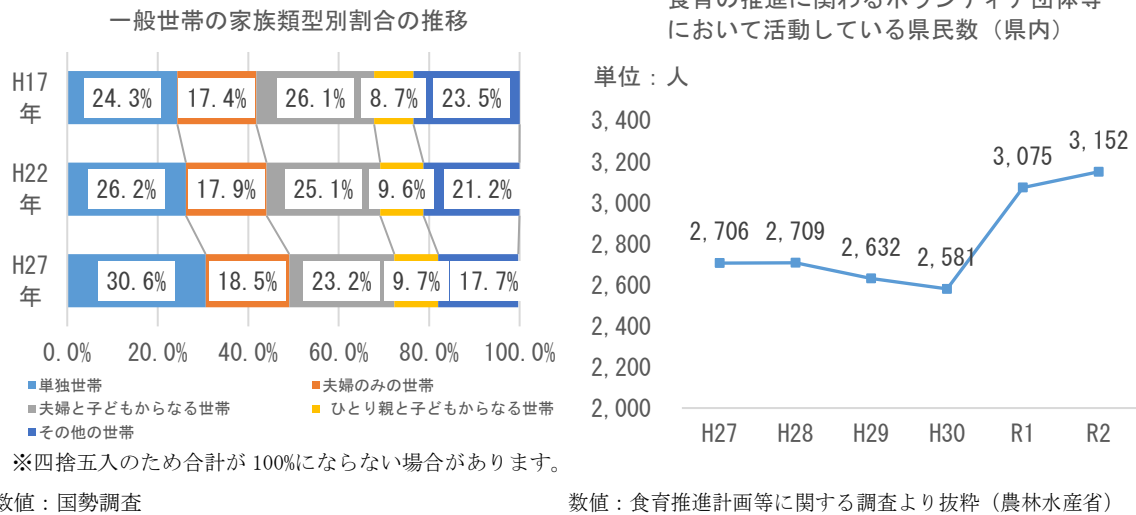
地産地消の推進は、地域振興へ大きく貢献するだけでなく、食料輸送に伴う環境への負荷の軽減に資するものです。

県では、農林漁業体験の充実や、料理人等による県産農林水産物の魅力発信や郷土食の伝承、放射性物質対策の情報発信等により、県産農林水産物への理解が深まり、家庭や給食等における活用が促進されました。県民一人一人が地場産物に誇りと愛着を持ち、活用していくための取組を継続していくことが重要となっています。



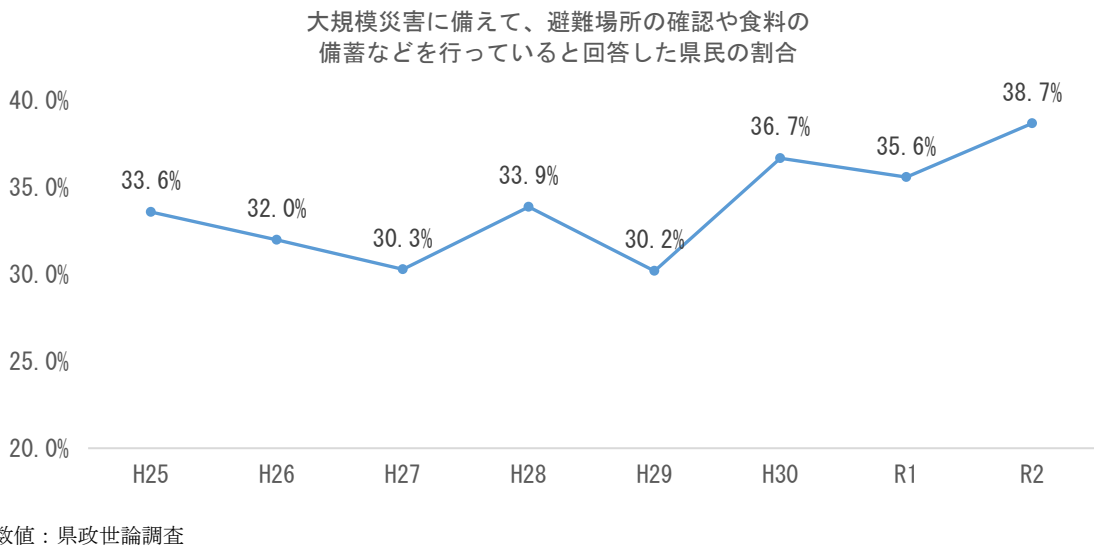
## 6 食文化等の継承

少子高齢化、未婚化・晩婚化、働き方の多様化等を背景とした、単独世帯、夫婦のみの世帯が増加傾向にあります。従来、日本型食生活や郷土食等の知識については、家庭での食育を通して継承されてきたところですが、今後は、家庭のみならず、地域や学校、ボランティア団体等と一体となって知識の継承等を進めて行く必要があります。



## 7 災害への食の備え

近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、本県においても大きな被害がもたらされています。災害発生後、ライフラインの復旧まで時間を要するケースや、物流機能の停止、災害と同時に感染症が蔓延することなどを想定し、家庭や入所施設等において、食品を備蓄することの重要性が高まっています。



### 第3章 食を取り巻く新たな視点

#### 1 SDGs（持続可能な開発目標）へのコミットメント

SDGs（※1）は、2030年に、「持続可能で多様性と包摂性（※2）のある社会の実現」を目指す国際社会共通の目標であり、食育の推進によってSDGsへの貢献が可能と考えられています。

※1 SDGs：Sustainable Development Goalsの略称（エスディージーズ）

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。

※2 誰一人取り残さないという考え方のこと。



#### 2 食品ロスの削減

「食品ロス」は「本来食べられるのに捨ててしまう食品」と定義されており、令和元（2019）年の国の推計では食品廃棄物の発生量の2,510万トンのうち、570万トンが食品ロスとされています。このような状況の中、国において食品ロスの削減を推進するため令和元（2019）年に「食品ロス削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）が成立し、本県においても、食品ロスの削減への取組を一層推進するために、「福島県食品ロス削減推進計画」を令和3（2021）年度中に策定予定となっています。本県の令和元（2019）年度の食品ロスは、事業系食品ロス量が、24,400トン、家庭系食品ロス量が46,200トン、合計70,600トンと推計され、県民1人当たりでは、1日約105g、年間で約38kgの食品ロスが発生していることとなります。

食育の推進により、食べ物を大切にするという考え方の普及や環境への負荷軽減を含む各種効果が期待されています。

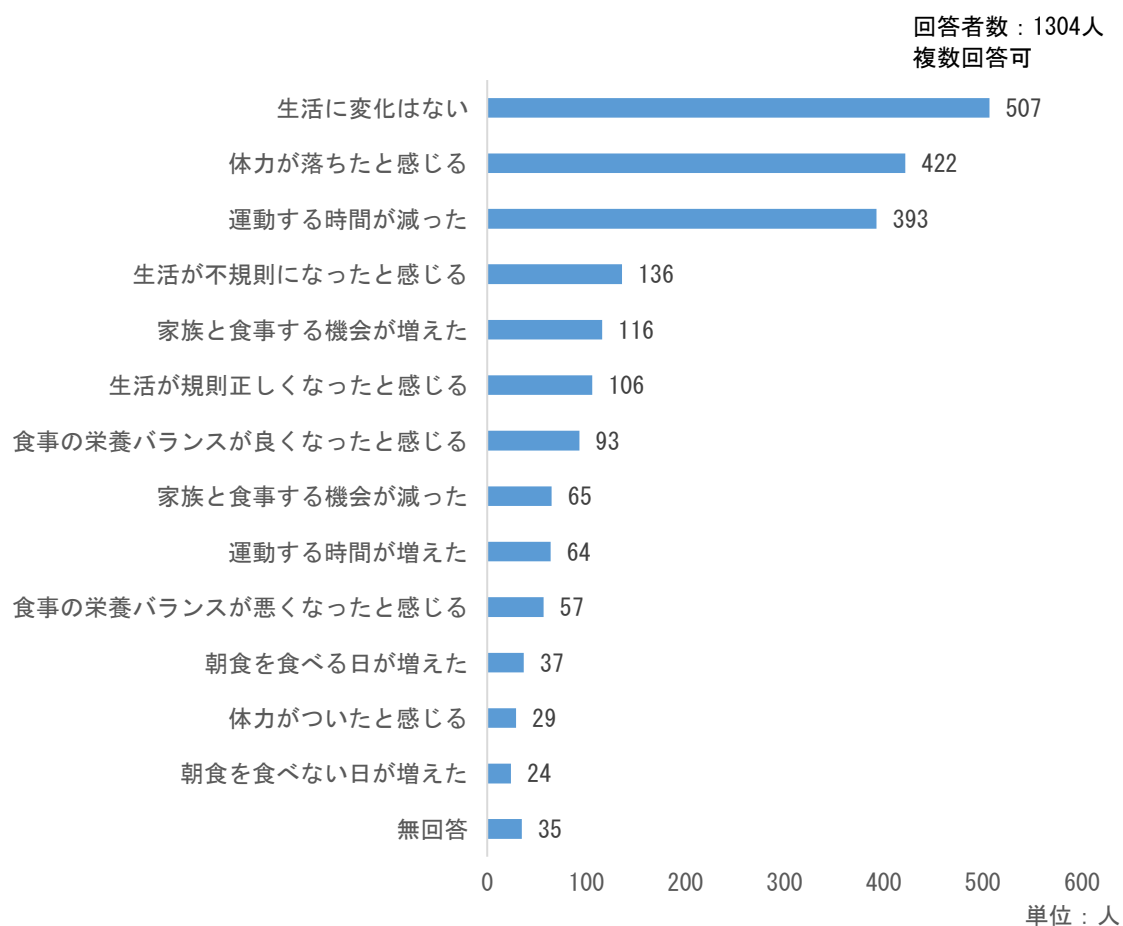
### 3 新型コロナウイルス感染症による食育への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は食育にも影響を及ぼしており、日常的なマスク着用や、密集、密接、密閉の三密の機会を避けるために、外出等の自粛が求められ共食や運動をする機会が減少しました。一方で、家庭での調理や食事の増加、ICT ツールを活用した共食や運動を楽しむ方法の定着なども見られています。

県民に実施した県政世論調査の結果では「体力が落ちたと感じる」「運動する時間が減った」と回答した方が多く、体力や運動時間が低下することで、生活習慣病へのリスクが高まる可能性があり、これまで以上に運動と併せて食育の推進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する社会経済状況の変化が、栄養格差拡大の要因となる可能性が示唆されており、食育の観点から持続可能な食環境の整備が求められています。

新型コロナウイルス感染症拡大前後の生活の変化

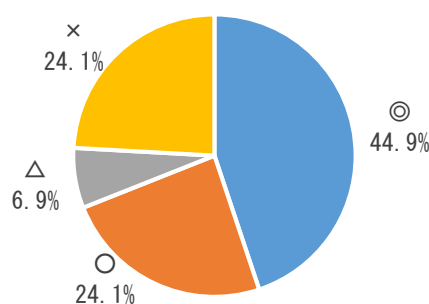


数値：県政世論調査

## 第4章 第三次福島県食育推進計画の総括

平成27（2015）年3月に策定した第三次福島県食育推進計画で設定した、具体的な目標項目29項目（再掲含む）のうち、目標値を達成した指標（◎）が13項目、目標値を達成できなかったものの基準値と比較して現状値が改善傾向にある指標（○）が7項目、基準値と比較して現状値に変化がなかった指標（△）が2項目、基準値よりも現状値が悪化傾向にある指標（×）が7項目となっています。

第三次福島県食育推進計画指標達成状況



### 第三次福島県食育推進計画の総括

#### 成果

- 家庭、学校、地域（職域）が連携して食育の推進を支える環境を整備。
- 生産団体等による食育体験や農林漁業体験学習等による豊かな食育体験の拡大。
- 農林水産物や加工食品の生産・加工から消費に至る過程における、食の安全と安心の確保。

#### 課題

- 健康指標が全国と比較しても依然として低い項目があり、健康な食生活を通じた、健康指標の改善に向けた取組を推進していく必要があります。
- 食育の推進は、健全な食生活の基盤として食環境が不可欠であることから、食環境の持続に資する取組を推進していく必要があります。
- 県民の食の安全に対する関心や不安は依然として高いことから、食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深め、適切な判断ができるよう情報提供の充実を進めて行く必要があります。

#### 今後の方向性

- 健全な食生活を通して全国に誇れる健康長寿県を目指すため、子どもから高齢者まで切れ目なく生涯を通じた食育を推進します。
- 持続可能な食及び食育の推進を図るため、地産地消の推進や食品ロスの削減など食と環境が調和した食育を推進します。
- 新たな日常においても食育を着実に推進できるよう、ICT等デジタル技術を活用した食育を推進します。

## 第5章 第四次福島県食育推進計画の基本方針と体系

### 1 第四次福島県食育推進計画の基本方針

本計画は、国の第4次食育推進基本計画を基に、県のこれまでの取組による成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえて推進します。

国の第4次食育推進基本計画は、「国民の健康」と「社会・環境・文化」の2つの視点を相互に連携した上で、デジタル技術の進展や感染症対策による「新たな日常」の視点を加え、SDGsの考え方を踏まえて推進する計画であり、重点事項として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」が掲げられています。

県食育計画では、健康課題改善に向けて、家庭、教育関係者、福祉関係者、生産者、食品関連事業者、地域団体、職域保健関係者、行政機関等が一体となって、健康な心と身体を育むため県民総参加の食育推進運動を進めるとともに、環境との共生を踏まえた持続可能な食環境整備や、食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進を図ることで、県の最上位計画である総合計画の基本目標、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」の実現を目指します。

#### 第三次福島県食育推進計画の総括

##### <成果>

- 食育の推進を支える環境を整備
- 農林漁業体験学習等による豊かな食育体験の拡大
- 農林水産物や加工食品の生産・加工から消費に至る過程における、食の安全と安心の確保

##### <課題>

- 健康指標の改善に向けた食育の推進
- 食環境の持続に資する食育の推進
- 食の安全・安心に関する正しい知識と理解を深める食育の推進

##### <今後の方向性>

- 子どもから高齢者まで切れ目のない生涯を通じた食育を推進します。
- 環境と調和し、持続可能な食及び食育を推進します。
- 新たな日常等に対応した食育を推進します。

#### 国 第4次食育推進基本計画

##### <重点課題の方向性>

##### ◆生涯を通じた心身の健康を支える

##### 食育の推進

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで、多様な暮らしに対応し、家庭、学校・保育所等、地域の各段階において、切れ目なく、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

##### ◆持続可能な食を支える食育の推進

「食と環境との調和」「農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化」「日本の伝統的な和食文化の保護・継承」を通じて、持続可能な食を支える食育を推進します。

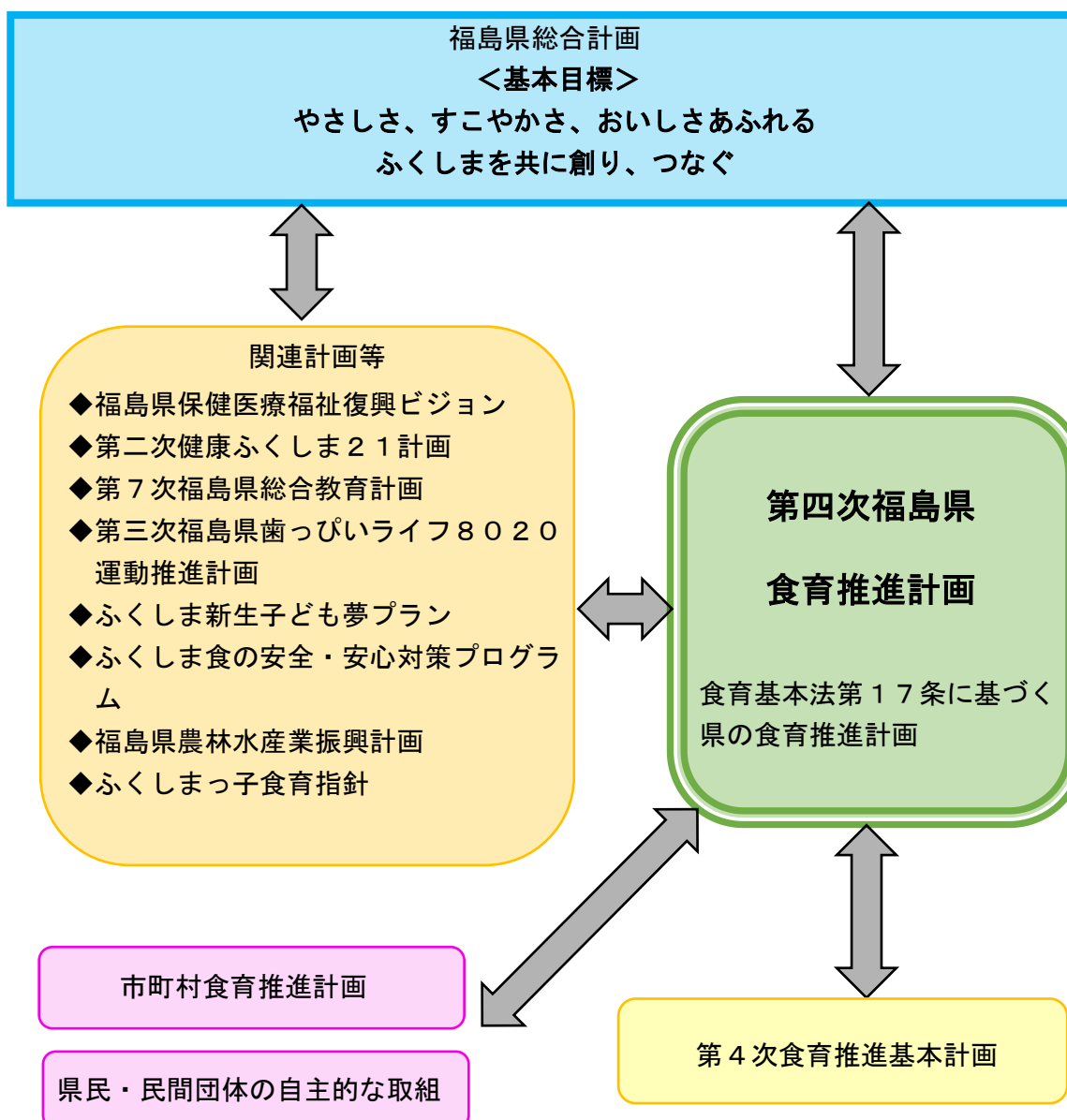
##### ◆新たな日常やデジタル化対応した食育の推進

「新たな日常」においても食育を着実に実施するとともに、より多くの国民が主体的、効果的に食育を実践できるよう、ICT等のデジタル技術を有効活用する等により、食育を推進します。

## 2 計画の位置付け

県食育計画は、食育基本法第17条第1項に基づく都道府県食育推進計画として策定し、本県の食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものであり、福島県総合計画及び福島県保健医療福祉復興ビジョンと整合性を図った計画です。

なお、本計画の推進に当たっては、県の各部局が所管する関連計画や、各市町村において策定される市町村食育推進計画、さらに、県民、民間団体の自主的な取組等との連携を図りながら推進するものとします。

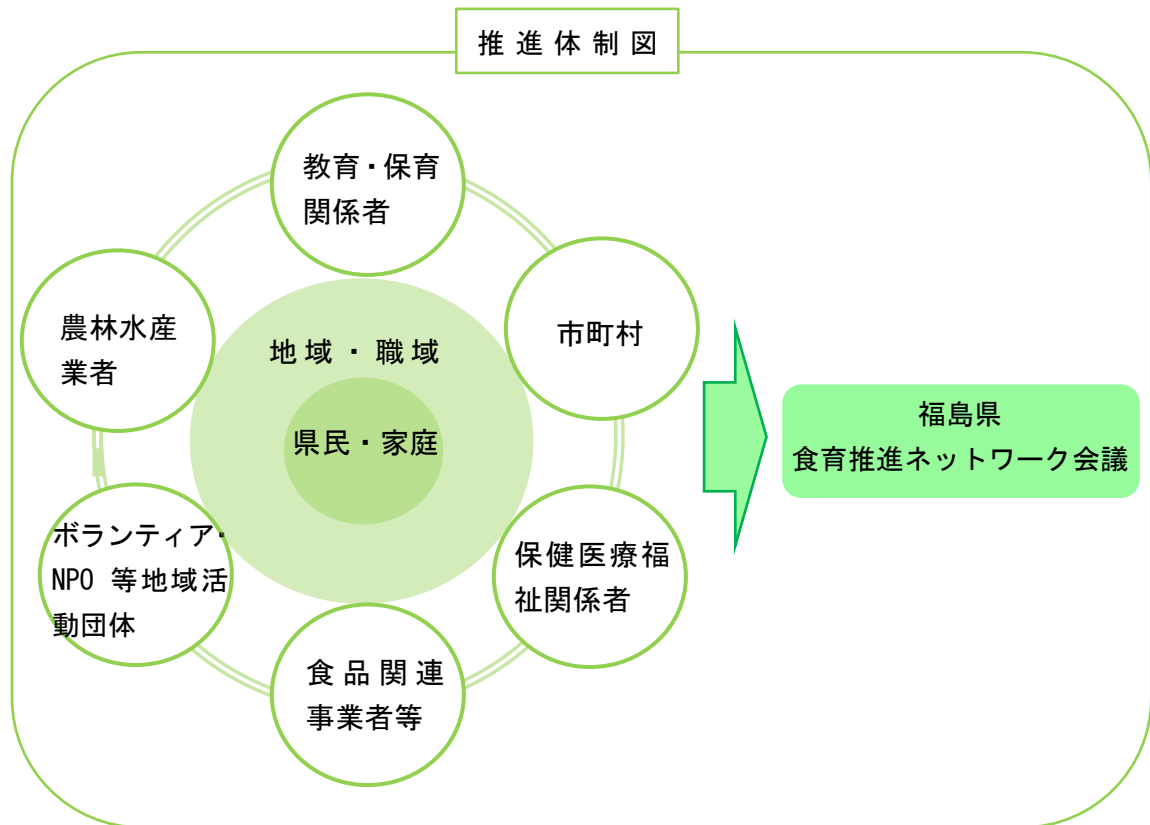




### 3 計画の推進体制

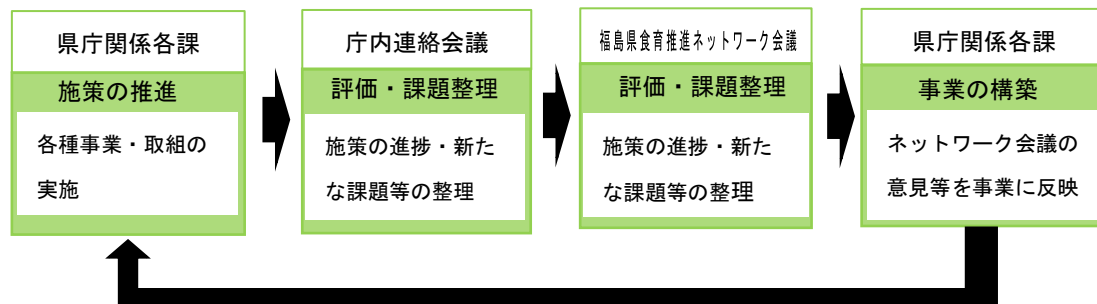
県食育計画の推進に当たっては、食育に関する有識者等で構成する「福島県食育推進ネットワーク会議」及び各地域における推進体制を整備し、横断的に関係組織が連携して取り組むものとします。

また、県食育計画に基づく取組について、県民、市町村、教育・保育関係者、保健医療福祉関係者、農林水産業者、食品関係事業者、NPO、ボランティア等に広く周知を図り、それらの食育関係者がそれぞれに創意と工夫を凝らし、県民運動として取り組みながら、県民一人一人が生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すこととします。



### 4 計画の進行管理

基本目標に関する進行管理は、「福島県食育推進ネットワーク会議」を中心に、各部署及び地域の具体的な取組状況の定期的調査等を通して行うこととします。



## 5 計画推進における関係者の役割

### ○ 県民・家庭

家族一緒の食卓を通して、県民一人一人が、改めて食の大切さや有難さを考え、望ましい食生活の実践に努めることが期待されています。また、地域の食文化を理解し、次の世代に伝えていくことが求められています。

### ○ 地域・職域

地域の人々の食や健康に関する課題意識を高めていくとともに、地域で育まれた食材や食文化を次の世代に継承していくことが求められています。また、ライフステージの長い期間を占め、生活習慣病の発症が増加していく時期に当たる職域（企業）は従業員に対して、望ましい食生活等について積極的に普及啓発や環境づくりを行うなど、きめ細かな食育の推進が期待されています。

### ○ 教育・保育関係者

家庭、地域と連携し、給食や様々な学習の機会を通して、食と健康の関係や食料生産、伝統的食文化を踏まえながら、子どもたちの発達段階に応じた望ましい食習慣の形成を図ることが求められています。

### ○ 農林水産業者等

農林漁業に関する体験活動等が食に関する県民の関心及び理解を促進する上で重要な役割を果たすことから、農林漁業に関する多様な体験を提供するような食育への取組が期待されています。さらに、安全で安心な農産物を生産・供給していくため、環境にやさしい農業に取り組むことで環境への負荷の軽減に配慮するなど持続可能な農業への転換が期待されています。

### ○ 食品関係事業者等

安全で安心な食品の提供を始め、飲食店等におけるメニューの栄養成分表示等や食品の加工、流通、調理、販売の各過程における正しい情報提供、様々な体験学習の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

### ○ 保健医療関係者

妊産婦や乳幼児を対象とする離乳食指導や栄養指導、歯科保健指導の他、肥満及び過度のやせすぎによる健康への影響や、健全な口腔機能の発達支援等、食と健康との関係についての正しい知識の普及啓発が求められています。

### ○ ボランティア、NPO等地域活動団体

食生活の改善や食文化の継承など、様々な体験学習の場の提供を通して、地域ぐるみの食育への取組が期待されています。

### ○ 市町村

地域における食育推進の要として、市町村食育推進計画を策定し、地域の関係者と連携しながら、総合的かつ計画的に食育の推進に取り組むことが求められています。

### ○ 県（食育推進ネットワーク会議）

県食育計画に従い、市町村を始めとする関係団体との連携の下に、本県の食育を総合的かつ計画的に推進します。

## 第6章 計画の基本目標等

### 1 基本目標について

前計画の基本目標を一部継承し、一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性を育むことができるように、家庭、学校、地域（職域を含む。以下同じ。）が一体となった食育を推進します。

また、SDGsの達成や新型コロナウイルス感染症等、新たな課題等に対応し、持続可能な食を支える食育の推進を目指すため、以下の基本目標を掲げ各施策を実施していきます。

### 食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～家庭、学校、地域が一体となった持続可能な食を支える食育の推進～

### 2 基本的施策

#### 基本的施策1

##### 健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進

めざす姿：「健康な心と身体」を育むため、栄養バランスのとれた食事等、望ましい食習慣を身に付けるためライフステージに応じた県民総参加の食育を推進します。



#### 基本的施策2

##### 食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進

めざす姿：農林水産業や食産業等の体験や交流を通じて食文化を継承し、環境と調和した持続可能な食料生産・消費を通して「豊かな心」を育むための食育を推進します。



#### 基本的施策3

##### 食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進

めざす姿：東日本大震災や原発事故の経験を踏まえ、食の安全・安心に向けた判断力や行動力を促進するなど、「強く生きる力」を育むための食育を推進します。

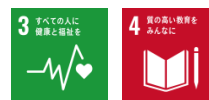


### 3 基本的施策ごとの重点施策

#### 基本的施策 1

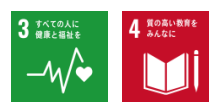
#### 健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進

##### (1) 健康な心と身体を育むための食育の推進



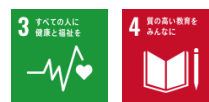
健全な食生活や適度な運動の実践により、健康な心と身体を育むための生活を送ることができるようにするため、栄養バランスのとれた食生活や減塩、ベジ・ファースト等の取組を推進します。

##### (2) 子どもの発達段階に応じた食育の推進



子どもたち一人一人が発育、発達段階に応じた望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力などの「食べる力」を身に付けるとともに、生涯を通して生活習慣病を予防するため、乳幼児健診（特に1歳6か月児健診と3歳児健診）において食事や運動、生活習慣等に関する助言を行うなど、将来に向けて望ましい食習慣及び生活習慣が身に付くよう、市町村や学校等と連携した食育推進体制の整備に努めます。

##### (3) ライフステージに応じた食育の推進



食は生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るための基本となることから、乳幼児期から高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進します。

##### (4) 地域等における食育の推進を支える環境の整備



全ての県民が健全な食生活を実践することができるようにするため、市町村や関係機関、福島県食育応援企業団等、官民一体となり、地域ぐるみで、食育の推進を支える環境整備の拡大を図ります。

## 基本的施策 2

### 食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進

#### (1) 豊かな食育体験の推進



本県は、全国でも有数の農林水産物の生産県であり、その恵まれた環境をいかして、生産団体や食品関連事業者等による食育体験や食育情報の提供等の取組を促進するとともに、地域の人材を活用した体験学習の取組を支援するなど、豊かな食育体験を推進します。

#### (2) 地域資源の活用促進と地産地消の推進



豊かな農林水産資源を積極的に活用し、地産地消を推進することにより、生産に携わる方々の努力や苦勞を理解し、食への感謝の念を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などの理解促進に努めます。

#### (3) 自然や食文化とともに、食や暮らしを支える農林漁業との関わりを通じた食育の推進



地域の自然や風土の中で育まれた食文化や食、暮らしを支える農林漁業の大切さ、環境と共生する農林漁業者等と連携した食育を推進します。

#### (4) 食品ロス削減等の推進

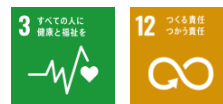


生産から消費までの一連の食の循環を意識しつつ、食育を通じて食べ物を大切にするという考え方の普及により食品ロスの削減に努めるとともに、外食産業等における食品ロス認定制度の取組等を事業者、県民に広く周知し、食品ロスの削減に努めます。

## 基本的施策 3

### 食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進

#### (1) 生産から消費に至る食の安全の確保



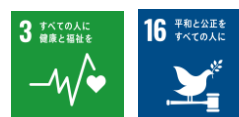
生産から消費に至る各段階で、食品等の安全を確保するため、生産段階のGAP及び食品加工段階のHACCPにより一貫した品質・衛生管理を推進し、食の安全の確保に努めます。

#### (2) 食の安全・安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション



県民自らが適切に食品を選択できるよう、食の安全・安心に関わる幅広い情報を分かりやすく提供し、食の安全・安心に向けた判断力を高めます。

#### (3) 農林水産物や食品中の放射性物質管理による安全性の確保及び正確な情報発信



放射性物質モニタリング検査の実施や、関係団体等による自主検査への支援、正確な情報発信など、県産農林水産物の安全と安心を確保する取組を推進します。

#### (4) 災害対応力のある食環境の整備



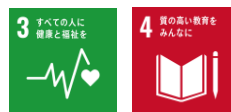
近年、気象災害が頻発化・激甚化しており、災害等に備え食料備蓄体制を推進するとともに、県民一人一人が日頃から災害発生時の対応方法等の知識と実践力を身に付けることができるよう、普及啓発に努めます。

また、要配慮者の避難者にも対応した食料を備蓄することや、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、画一的なものだけにならないよう備蓄品の検討を行います。

## 第7章 食育推進に関する具体的取組

### 1 健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進

#### (1) 健康な心と身体を育むための食育の推進



##### ○ ふくしま“食の基本”（バランスのよい食事と減塩）の推進強化

生涯を通じて健康な心と身体を育むため、家庭、学校、地域（保育所や職場、地域団体、飲食店、企業等）と連携し、食事のバランスを体験的に学習できるツール「食育ランチョンマット」の活用や、生活習慣病予防に効果があると言われる食べ方である「ベジ・ファースト」の実践の促進、さらに、誰もが自然に減塩を継続できる食環境づくりの推進を強化します。

#### ◆食育ランチョンマット

毎日の食事を料理ごとにあてはめて、食事のバランスをチェックすることができます。赤（主菜）・黄（主食）・緑（副菜）の三色食品群で色分けしており、幼児や小学生も活用できます。

汁物を副菜としているのが本県の特徴です。



#### ◆ベジ・ファースト

食事のときに野菜から食べ始めることを意味し、生活習慣病の予防が期待できます。

食べる順番を変えるだけのため手軽に始められる健康づくりです。ベジ・ファーストすることにより、野菜を食べる習慣を身に付け、主食、主菜、副菜がそろったバランスのよい食事の実践につなげていきます。



#### ◆減塩環境づくり

減塩に対するイメージや関心の度合いに関わらず、自然に食塩摂取量を減らしていけるような食環境づくりが重要となり、家庭の食事における減塩の普及啓発に加え、中食や給食でも減塩を進めています。長期的に継続できる取組とするため、おいしさと減塩の両立などを重視しながら企業等と連携して取り組んでいます。

今後も、より減塩できる食品や情報を利活用しやすい食環境づくりを進め、県内で拡大していきます。



○ **健康な口腔機能の保持・増進**

健康で豊かな食生活を送るためには、むし歯や歯周病を予防し、健全な口腔機能を保持・増進をしていくことが重要です。子どものむし歯は全国的に減少傾向にあるのに対し、本県は、全国と比べて高い状況にあります。子どものむし歯有病率の減少に向け、市町村保健事業、保育所、幼稚園、学校での歯科保健活動と連動し、フッ化物など科学的根拠に基づいたう蝕予防について推進します。

また、口腔機能を維持し、自分の歯を多く残すことは生活の質だけでなく、認知症や転倒予防にもつながることから、80歳で20本以上の歯を保つ「8020運動」の推進等を通してオーラルフレイルの考え方や予防について普及啓発をします。

(2) **子どもの発達段階に応じた食育の推進**



○ **学校における食育推進体制の整備**

学校において、県教育委員会が策定した「ふくしまっ子食育指針」に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に応じ、学校給食を生きた教材として活用しながら、教育活動全体を通して「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育む食育が展開できるよう、指導体制の整備に努めます。そのために、食育を教育計画に明確に位置付けるとともに、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とし、学校栄養職員、養護教諭、担任、体育担当教諭等と関係機関が適切に連携して組織全体で食育に取り組みます。







○ 生涯にわたる健康マネジメント能力など学び続ける力の育成

健康長寿県の実現に向けて、児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を確立し維持できるよう、自分手帳の活用等を通して自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組み自己マネジメント能力の育成を推進します。

また、学校医等と連携して、児童生徒の健康観を更に高めるように努めます。

◆自分手帳

自分の健康状態や体力の状況、食習慣や食生活の状況を小学校から高等学校まで継続して記録することで、児童生徒一人一人が、自己の体力や健康に関心をもち、学校での保健指導や体育指導の内容をいかしながら、運動習慣や食習慣、生活習慣の改善に取り組むために使用します。



### (3) ライフステージに応じた食育の推進



#### ○ ライフステージごとの課題に対応した食育の推進

県民一人一人が各ライフステージに応じた食育の推進を図ることが必要であることから、6つのライフステージに区分し、市町村や関係機関等と連携し、各年代の課題等に対応した食育の推進を図ります。

<p>乳幼児期 0～5 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠前からの健康づくりや、妊産婦に必要な栄養、離乳や幼児期の食生活等について、普及啓発及び保健指導の充実を図ります。</li> <li>・市町村における乳幼児健康診査の充実と未受診者対策、事後フォロー体制整備を図ることで乳幼児期からの望ましい食習慣の形成及び生涯を通じた生活習慣病の予防・健康づくりを推進します。</li> <li>・乳幼児期を起点とし、生涯を通じて食物アレルギーの適切な対応を促進するため、正しい知識の普及啓発や支援者の育成を図ります。</li> </ul>
<p>児童期 6～11 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童及び保護者が健康的な食生活を実践し、それを支える地域社会や環境、食文化への理解を通して、健全な心身と豊かな人間性を育むため、体験型の食育活動や地産地消を地域ぐるみで推進します。</li> <li>・学校給食はもとより、各教科等を通じて、栄養教諭や管理栄養士等を中核とした食育の更なる充実を図ります。</li> </ul>
<p>思春期 12～19 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康的な食生活を実践し、それを支える地域社会や環境、食文化への理解を通して健全な心身と豊かな人間性を育む食育を継続します。</li> <li>・食に関する正しい知識の普及等を実施し、無理なダイエット等による痩身や肥満等、生涯の健康づくりや世代を超えた健康という観点から様々な健康教育の充実を図ります。</li> </ul>
<p>青年期 20～39 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境が大きく変化し食生活が乱れがちになる時期のため、食に関する知識と理解を深め、自分に適した食事の量や質を選択できる力を育むとともに、子育て等を通して食文化の継承や健全な食習慣を子どもに引き継げるよう、家庭における食育の実践を促します。</li> </ul>
<p>壮年期 40～64 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での役割や責任が重くなり、また、身体機能が徐々に低下する時期のため、自身で将来の健康を見据えて適切な食事内容や量を選択し継続していくことへの支援や環境づくりを推進します。</li> </ul>
<p>高齢期 65 歳～</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者は社会活動への積極的な参加を通して、食に関する知識や食文化等を次世代へ継承する役割が求められています。</li> <li>・加齢に伴い心身の機能が低下し、食事量の減少による低栄養やフレイル、生活習慣病の重症化等、要介護状態につながる可能性があることから、心身の機能維持・管理、バランスのよい食生活の実践ができるよう、分かりやすい情報発信や体験活動等を行います。</li> </ul>

#### (4) 地域等における食育の推進を支える環境の整備



##### ○ 地域における食育の推進

県内各地域において、県内の実情に見合った食育を推進するため広く関係者から意見を求め、横断的に関係組織が食育に取り組むことができるよう、福島県食育推進ネットワーク会議を設置し、県民への食育推進活動の浸透を図るとともに、地域における食育の推進に向けて、食生活改善推進連絡協議会やボランティア団体・NPO等と連携して食育の重要性を啓発することでその活動を促進します。

##### ○ 企業等と連携した食環境整備の推進

食育活動への協力企業「福島県食育応援企業団」や健康に配慮した食事を提供する給食施設や県民の健康な食生活を応援する飲食店等「うつくしま健康応援店」の増加を図ることで、県民一人一人が、健全な食生活を習慣化することができる食環境の整備を推進します。

#### ◆福島県食育応援企業団

県内を含む地域で食育活動を行う企業を「福島県食育応援企業」として登録する制度を、平成25(2013)年より開始しました。

令和4(2022)年3月現在、54社の企業が登録しています。登録企業は、県と連携し、家庭や給食等で活用できる「ふくしま健康応援メニュー」(野菜たっぷり減塩レシピ)の作成等の活動を展開しています。



#### ◆うつくしま健康応援店

健康に配慮した食事の提供や、健康・栄養に関する情報発信などを通して、県民の健康な食生活を応援する施設で、右のマークが目印です。

令和4(2022)年3月現在、536ヶ所が登録しています。今後、市町村独自の健康に関する認証施設と連携し、更なる拡大を図ります。



##### ○ 地域で子どもの食育を支える体制への支援

地域における子供の居場所である子ども食堂などは、地域で子どもの健やかな成長を見守る取組です。子ども食堂と行政機関・民間企業等が連携することにより、子どもの食育を支える健康づくりへの支援を行います。

基本的施策 1 目標指標

基本的施策 1			
健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進			
(1) 健康な心と身体を育むための食育の推進			
No	指標名	現況値	目標値 (R8)
1	栄養バランスがとれた食生活実践者の割合 (意識調査)	50.6% (R3)	75.0%
2	成人 1 日当たりの食塩摂取量 (男性)	11.9g (H28)	8g 以下
3	成人 1 日当たりの食塩摂取量 (女性)	9.9g (H28)	8g 以下
4	成人 1 日当たりの野菜摂取量 (男性)	347g (H28)	350g
5	成人 1 日当たりの野菜摂取量 (女性)	314g (H28)	350g
6	メタボリックシンドローム該当者及び予備群の 割合 (特定健康診査受診者)	31.2% (R1)	24.6%
7	特定健康診査受診者のうち肥満者の割合 (40 歳から 65 歳未満の男性) ※1	39.3% (H30)	30.1%
8	特定健康診査受診者のうち肥満者の割合 (40 歳から 65 歳未満の女性) ※1	25.1% (H30)	21.6%
9	特定健康診査受診者のうちやせ者の割合 (40 歳から 65 歳未満の男性) ※1	8.5% (H30)	減少を目指す
10	特定健康診査受診者のうちやせ者の割合 (40 歳から 65 歳未満の女性) ※1	24.0% (H30)	減少を目指す
11	朝食を食べていると回答した者 (20 代) の割 合 (意識調査)	50.6% (R3)	85.0%
12	家族等との共食の割合 (意識調査)	74.1% (R3)	78.5%
13	食育に関心があると回答した県民の割合 (意識 調査)	75.9% (R3)	90.0%
14	80 歳で自分の歯を 20 歯以上有する者の割合	44.1% (R1)	60.0%以上
15	6 歳で永久歯むし歯のない者の割合	96.6% (R1)	97.0%以上
16	12 歳でむし歯のない者の割合	60.4% (R1)	65.0%以上
(2) 子ども発達段階に応じた食育の推進			
17	自分手帳の活用率 (小学校)	95.5% (R2)	100%
18	自分手帳の活用率 (中学校)	87.9% (R2)	98.0%
19	自分手帳の活用率 (高等学校)	23.3% (R2)	65.9%
20	朝食を食べる児童生徒の割合 (小・中・高・ 特別支援学校)	96.5% (R2)	98.4%
21	肥満傾向児出現率の全国平均との比較値 (小・中・高)	133.0% (R1)	112.0%
22	肥満傾向児出現率の全国平均との比較値 (5 歳児)	166.5% (R1)	124.1%
23	市町村栄養士の配置率	76.3% (R2)	100%
24	栄養教諭の配置人数	70 人 (R3)	増員を目指す

<b>(3) ライフステージに応じた食育の推進</b>			
25	1歳6か月児の健康診査の受診率	96.9% (H30)	100%
26	3歳児の健康診査の受診率	96.3% (H30)	100%
27	特定健康診査実施率	54.7% (R1)	70%以上
28	フレイルの認知度 (意識調査)	16.6% (R3)	上昇を目指す
29	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうち肥満者の割合 (65歳以上男性) ※2	33.3% (R1)	30.1%
30	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうち肥満者の割合 (65歳以上女性) ※2	27.8% (R1)	21.6%
31	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうちやせ者の割合 (65歳以上男性) ※2	9.6% (R1)	減少を目指す
32	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうちやせ者の割合 (65歳以上女性) ※2	17.6% (R1)	減少を目指す
<b>(4) 地域等における食育の推進を支える環境の整備</b>			
33	福島県食育応援企業の登録数	51社 (R2)	60社
34	うつくしま健康応援店の登録数	426店 (R2)	800店
35	食育推進計画を作成している市町村の割合	91.5% (R2)	100%
36	子どもの居場所の設置数 (子ども食堂など)	66ヶ所 (R2)	増加を目指す

※1 出典：「NDB オープンデータ」

※2 出典：「福島県版健康データベース」

## 2 食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進

### (1) 豊かな食育体験の推進



#### ○ 農林漁業体験の拡大

子どもたちが食育活動に参加する機会の拡大を図るため、農林水産物の生産、出荷、販売、調理などの様々な食に関する体験活動や交流会等を実施することで、地域の特色をいかした食育活動を展開します。

#### ◆ 農林漁業体験

子どもたちが、農林水産物の収穫や販売、加工など体験しながら、それらに携わる生産者や地元の方々との交流などを通して「食」の大切さを学ぶことができる「ふるさとの農林漁業体験支援事業」を実施しています。



#### ○ 食育に関する地域の人材活用

食育体験や交流、食生活の改善、地域の郷土食の伝承等の活動を先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子どもを対象とした食育の推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応じて派遣し支援活動を行うことにより、県内の食育実践活動の普及拡大を促進します。

### (2) 地域資源の活用促進と地産地消の推進



#### ○ 地場産品の魅力に触れる機会の拡大

「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大及び県内量販店や直売所、宿泊施設等との連携により県民が地場産品の魅力に触れる機会を創出することで、米を始めとした県産農林水産物の県内消費を進めます。

#### ◆ 「がんばろう ふくしま！」応援店

県産農林水産物の販売等により、その魅力や安全性などを積極的にPRする店舗を「がんばろう ふくしま！」応援店として登録し、県産農林水産物の消費拡大を図ります。

「がんばろう ふくしま！」  
応援店

#### ○ 学校等の給食における地産地消

学校等の給食に地場産品を使用し、食に関する指導の「生きた教材」とすることは、児童生徒の望ましい食生活の形成や地域の自然、文化、産業等に関する理解や生産者の努力、食に関する感謝の念を育む上で重要であるとともに、地産地消の有効な手段であり、食料の輸送に伴う環境負荷の低減等に資するものであることから、その積極的な利用に努めます。

### (3) 自然や食文化とともに、食や暮らしを支える農林漁業との関わりを通じた食育の推進



#### ○ 文化をいかした食育の推進

食生活改善推進員等の食育ボランティア団体等と連携し、地域の特性をいかした食文化や郷土食を次の世代に継承できる食育を推進します。

#### ○ 環境と共生する農業の推進

認証GAPの取得促進による経営改善と食品の安全性の向上、消費者の信頼確保に努めるとともに、有機農業や特別栽培、エコファーマー等の取組支援など環境と共生する産地づくりを推進します。

### (4) 食品ロス削減等の推進



#### ○ 食べ残しゼロ協力店の拡大

「食べ残しゼロ協力店」の認定等、事業者への働きかけや家庭における食べ残し削減に向けた普及啓発等、食品ロス削減に向けた取組を推進します。

#### ◆もったいない！食べ残しゼロ推進運動認定店

食べ残しゼロのための呼びかけの実践や食材の使い切りの工夫等を行っている事業者を認定し、食品ロスの削減に取り組めます。

令和4（2022）年1月時点で593店認定しており、今後更なる拡大を図っていきます。



#### ○ 食べ残しゼロ協力店・事業所取組の支援

持ち帰り容器のデザインコンテストを開催し、受賞デザインによる容器を、協力店に配布して食べ残しの持ち帰りに利用してもらうことにより、意識醸成を図ります。

基本的施策2 目標指標

基本的施策2			
食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進			
(1) 豊かな食育体験の推進			
No	指標名	現況値	目標値 (R8)
37	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合 (意識調査)	86.0% (R3)	91.0%
(2) 地域資源の活用促進と地産地消の推進			
38	地元産の食材を、積極的に使用していると回答した県民の割合 (意識調査)	74.6% (R3)	83.6%
39	学校給食における地場産物活用割合(品目数ベース)	46.0% (R3)	50.0%
(3) 自然や食文化とともに、食や暮らしを支える農林漁業との関わりを通じた食育の推進			
40	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	3,152人 (R2)	3,268人
41	有機農業等の取組面積	2,957ha (R1)	4,770ha
(4) 食品ロス削減等の推進			
42	食べ残しゼロ協力店・事業所数	582店 (R2)	1,200店
43	事業系食品ロス	24,400トン (R1)	22,173トン※
44	家庭系食品ロス	46,200トン (R1)	42,064トン※

※福島県食品ロス削減推進計画では、令和12年度までに事業系食品ロスを20,900トン、家庭系食品ロスを39,700トンまで減少させる目標を掲げていることから、本計画では、基準値から目標値までの減少分を按分し令和8年度の目標参考値を算出しました。



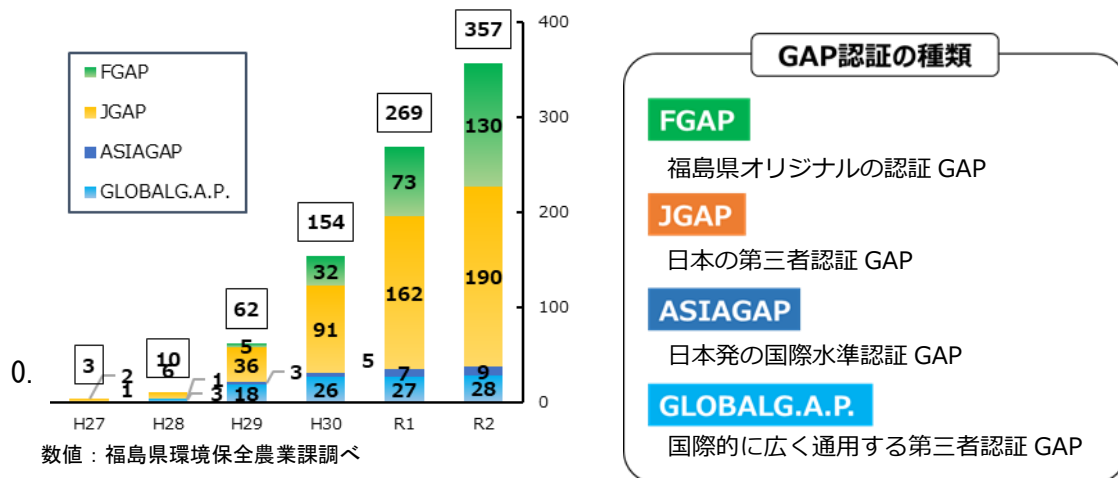
### 3 食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進

#### (1) 生産から消費に至る食の安全の確保



##### ○ 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

安全と品質の太鼓判となる第三者認証GAP等の取得を支援します。特に、団体認証やグループでの認証取得を重点的に推進し、認証取得の面的拡大を図ります。また、GAP認証を取得した農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みます。さらに、生産段階のGAP及び食品加工段階のHACCPにより一貫した品質・衛生管理を推進し、信頼のフードチェーンの構築に取り組みます。



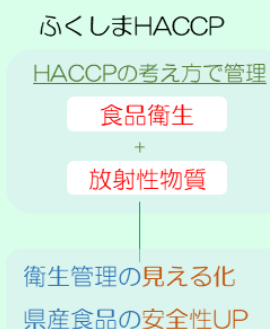
## ○ 食の安全・安心の確保

全ての食品事業者に対し、放射性物質の情報管理を含む本県独自の衛生管理手法「ふくしま HACCP (ハサップ)」の導入を促すため、専門アプリや導入手引書を用いた指導助言を行い、全国的に制度化された HACCP による衛生管理への対応を図ります。

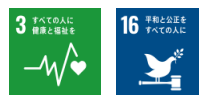
### ◆ふくしま HACCP とは

HACCP (ハサップ) とは、全ての製造・加工段階で想定される危害要因を洗い出し (Hazard Analysis)、特に重要な工程を集中して管理する (Critical Control Point) 衛生管理手法です。

本県では、この HACCP に放射性物質対策を組み合わせた独自の衛生管理手法「ふくしま HACCP」の導入推進を図ることで、総合的な食の安全確保を図っています。



## (2) 食の安全・安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション



## ○ 食の安全・安心の推進

食の安全・安心を確保するため、自家消費野菜等の放射性物質検査体制の維持に必要な支援を行うとともに、食と放射能に関する正確な知識を身に付けるための説明会等を実施することで、自らの判断で食品を選択できる力の育成を図ります。

## ○ 食育ピクトグラムを活用した情報発信

農林水産省では、食育の取組を子どもから大人まで誰にでも分かりやすく発信し、多くの人に活用していただくことを目的に、表現を単純化した絵文字で食育ピクトグラムを作成しました。県においても、食育ピクトグラムを活用し、食育に関する情報を分かりやすく情報発信を行います。

 <p>1 みんなで楽しく食べよう</p>	家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。	 <p>7 災害にそなえよう</p>	いつ起こるかも知れない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。
 <p>2 朝ごはんを食べよう</p>	朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。	 <p>8 食べ残しをなくそう</p>	SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。
 <p>3 バランスよく食べよう</p>	主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。	 <p>9 産地を応援しよう</p>	地域でとれた農林水産物や被災地食品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。
 <p>4 太りすぎないやせすぎない</p>	適正体重の維持や減塩に努めて生活習慣病を予防します。	 <p>10 食・農の体験をしよう</p>	農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。
 <p>5 よくかんで食べよう</p>	よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。	 <p>11 和食文化を伝えよう</p>	地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図ります。
 <p>6 手を洗おう</p>	食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し行動する力を養います。	 <p>12 食育を推進しよう</p>	生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を応援します。

### (3) 農林水産物や食品中の放射性物質管理による安全性の確保及び正確な情報発信



#### ○ 食の安全・安心の確保のための正確な情報発信

原発事故から10年以上が経過し、県内産の食料品を敬遠する消費者の割合は減少しています。しかし、若い世代ほど食品の放射性物質の検査が行われていることや検査結果を知らない割合が増加傾向にあるため、関係機関と連携して学生や子育て世代を中心に食と放射能に関する正確な知識と情報発信に取り組んでいくとともに、県内で同様の取組を行っている事業者等と連携しながら事業実施に取り組みます。



ぶくしま復興ステーション 食品の検査体制より抜粋

#### (4) 災害対応力のある食環境の整備



##### ○ 災害時に備えた飲料水や食品の備蓄

防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水の備蓄を努めるよう啓発を図るとともに、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとします。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成します。

##### ○ 災害時における特定給食施設の体制整備の支援

給食施設は、災害時においても食事提供を続ける必要があり、日頃から、施設・設備全体の点検や、非常食等の備蓄、調理従事者の教育、他部門との連携等、総合的に災害に対応する体制が重要であるため、福島県特定給食等指導マニュアルや福島県災害時健康支援活動マニュアルに基づく指導助言を行うことで、体制整備の支援に取り組みます。

##### ○ 要配慮者の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等の備蓄や提供する食事の原材料表示や要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者)に対する食事の質を確保します。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス(ベスト状の衣服)、アレルギーサインプレート等の活用を促進します。

**防災グッズの準備**

**5 持ち歩く防災グッズ (自分を守る)**

避難するときにすぐ持ち出せるようリュックに入れておきましょう。

**10 家に置いておくグッズ (家族を守る)**

**11 職場に置いておくグッズ (帰宅困難になった時のため)**

**72時間**

災害時には帰宅困難になる場合があります。3日間は職場で待てるよう備えておくことが大切です。

そなえるふくしまノートより抜粋

基本的施策3 目標指標

基本的施策3			
食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進			
(1) 生産から消費に至る食の安全の確保			
No	指標名	現況値	目標値 (R8)
45	第三者認証GAP等を取得した経営体数	680 経営体 (R2)	1,360 経営体
46	ふくしまHACCPの導入状況	24.3% (R2)	69.7%
(2) 食の安全・安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション			
47	食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	45 件/年 (R2)	60 件/年
(3) 農林水産物や食品中の放射性物質管理による安全性の確保及び正確な情報発信			
48	食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合 (意識調査)	72.0% (R3)	78.2%
(4) 災害対応力のある食環境の整備			
49	大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料備蓄などを行っているとは回答した県民の割合 (意識調査)	45.8% (R3)	75.8%
50	特定給食施設等における食糧備蓄の割合	65.0% (H27)	上昇を目指す

## 第8章 参考資料

### 1 指標一覧（詳細）

本計画で掲げた施策の進捗を図るため、50の指標を設定して食育の推進に取り組み、施策の達成度合を評価します。

なお、本計画の指標の目標値については、福島県総合計画や福島県保健医療福祉復興ビジョン、その他関連計画と整合性の図った数値となっています。

基本的施策1 健康な心と身体を育むためのライフステージに応じた食育の推進				
(1) 健康な心と身体を育むための食育の推進				
No	指標名	現況値 (把握年度)	目標値 (R8)	出典
1	栄養バランスがとれた食生活実践者の割合（意識調査）	50.6 (R3)	75.0%	県政世論調査
2	成人1日当たりの食塩摂取量 (男性)	11.9g (H28)	8g以下	厚生労働省「国民健康・ 栄養調査」
3	成人1日当たりの食塩摂取量 (女性)	9.9g (H28)	8g以下	
4	成人1日当たりの野菜摂取量 (男性)	347g (H28)	350g	厚生労働省「国民健康・ 栄養調査」
5	成人1日当たりの野菜摂取量 (女性)	314g (H28)	350g	
6	★メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(特定健康診査受診者)	31.2% (R1)	24.6%	NDBオープンデータ
7	★特定健康診査受診者のうち肥満者の割合 (40歳～65歳未満の男性)	39.3% (H30)	30.1%	NDBオープンデータ
8	★特定健康診査受診者のうち肥満者の割合 (40歳～65歳未満の女性)	25.1% (H30)	21.6%	
9	特定健康診査受診者のうちやせ者の割合 (40歳～65歳未満の男性)	8.5% (H30)	減少を目指す	NDBオープンデータ
10	特定健康診査受診者のうちやせ者の割合 (40歳～65歳未満の女性)	24.0% (H30)	減少を目指す	
11	朝食を食べていると回答した者 (20代)の割合（意識調査）	50.6% (R3)	85.0%	県政世論調査
12	家族等との共食の割合（意識調査）	74.1% (R3)	78.0%	県政世論調査
13	食育に関心があると回答した県民の割合（意識調査）	75.9% (R3)	90.0%	県政世論調査

14	★80歳で自分の歯を20歯以上有する者の割合	44.1% (R1)	60.0%	歯科保健情報システム
15	★6歳で永久歯むし歯のない者の割合	96.6% (R1)	97.0%	
16	★12歳でむし歯のない者の割合	60.4% (R1)	65.0%	学校保健統計調査
<b>(2) 子どもの発達段階に応じた食育の推進</b>				
17	★自分手帳の活用率 (小学校)	95.5% (R2)	100.00%	健康教育課調べ
18	★自分手帳の活用率 (中学校)	87.9% (R2)	98.0%	
19	★自分手帳の活用率 (高等学校)	23.3% (R2)	65.9%	
20	★朝食を食べる児童生徒の割合 (小・中・高・特別支援学校)	96.5% (R2)	98.4%	「朝食について見直そう週間運動」朝食摂取率調査
21	★肥満傾向児出現率の全国平均との比較値 (小・中・高)	133.0% (R1)	112.0%	学校保健統計調査
22	★肥満傾向児出現率の全国平均との比較値 (5歳児)	166.5% (R1)	124.1%	
23	市町村栄養士の配置率	76.3% (R2)	100%	厚生労働省「行政栄養士の配置状況調査」
24	栄養教諭の配置人数	70人 (R3)	上昇を目指す	健康教育課調べ
<b>(3) ライフステージに応じた食育の推進</b>				
25	1歳6か月児の健康診査の受診率	96.9% (H30)	100%	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」
26	3歳児の健康診査の受診率	96.3% (H30)	100%	
27	★特定健康診査実施率	54.7% (R1)	70%以上	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」
28	フレイルの認知度 (意識調査)	16.6% (R3)	上昇を目指す	健康ふくしま21調査
29	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうち肥満者の割合 (65歳以上の男性)	33.3% (R1)	30.1%	福島県版健康データベース
30	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうち肥満者の割合 (65歳以上の女性)	27.8% (R1)	21.6%	



31	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうちやせ者の割合（65歳以上の男性）	9.6% (R1)	減少を目指す	福島県版健康データベース
32	特定健康診査・後期高齢者健康診査受診者のうちやせ者の割合（65歳以上の女性）	17.6% (R1)	減少を目指す	
<b>(4) 地域等における食育の推進を支える環境の整備</b>				
33	福島県食育応援企業の登録数	51社 (R2)	60社	健康づくり推進課調べ
34	うつくしま健康応援店の登録数	426店 (R2)	800店	健康づくり推進課調べ
35	食育推進計画を作成している市町村の割合	91.5% (R2)	100%	農林水産省「市町村の食育推進計画の作成状況調査」
36	子どもの居場所の設置数(子ども食堂など)	66ヶ所 (R2)	増加を目指す	こども・青少年政策課調べ
<b>基本的施策2</b>				
<b>食と農の連携や食文化の継承、持続可能な食料生産と消費に配慮した食育の推進</b>				
<b>(1) 豊かな食育体験の推進</b>				
37	★自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合（意識調査）	86.0% (R3)	91.0%	県政世論調査
<b>(2) 地域資源の活用促進と地産地消の推進</b>				
38	★地元産の食材を、積極的に使用していると回答した県民の割合（意識調査）	74.6% (R3)	83.6%	県政世論調査
39	給食の地場産物活用割合（品目数）	46.0% (R3)	50.0%	学校給食における地場産物の活用状況調査
<b>(3) 自然や食文化とともに、食や暮らしを支える農林漁業との関わりを通じた食育の推進</b>				
40	食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している県民の数	3,152人 (R2)	3,268人	農林水産省「食育推進計画等に関する調査」
41	★有機農業等の取組面積	2,957ha (R2)	4,770ha	環境保全農業課調べ
<b>(4) 食品ロス削減等の推進</b>				
42	食べ残しゼロ協力店・事業所数	582店 (R2)	1,200店	一般廃棄物課調べ

43	事業系食品ロス	24,400 トン (R1)	22,173 トン	食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢について
44	家庭系食品ロス	46,200 トン (R1)	42,064 トン	食品廃棄物等の発生抑制及び・再生利用の促進の取組に係る実態調査 一般廃棄物処理実態調査
<b>基本的施策3</b>				
<b>食の安全・安心に関する知識の普及と理解の促進のための食育の推進</b>				
<b>(1) 生産から消費に至る食の安全の確保</b>				
45	★第三者認証GAP等を取得した経営体数	680 経営体 (R2)	1,360 経営体	環境保全農業課調べ
46	★ふくしまHACCPの導入状況	24.3% (R2)	69.7%	食品生活衛生課調べ
<b>(2) 食の安全・安心を実現するための情報提供及びリスクコミュニケーション</b>				
47	★食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	45 件/年 (R2)	60 件/年	消費生活課調べ
<b>(3) 農林水産物や食品中の放射性物質管理による安全性の確保及び正確な情報発信</b>				
48	★食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしていると回答した県民の割合 (意識調査)	72.0% (R3)	78.2%	県政世論調査
<b>(4) 災害対応力のある食環境の整備</b>				
49	★大規模災害に備えて、避難場所の確認や食料の備蓄などを行っているとは回答した県民の割合 (意識調査)	45.8% (R3)	75.8%	県政世論調査
50	特定給食施設等における食糧備蓄の割合	65.0% (H27)	上昇をめざす	特定給食施設等実態調査

※★が記載のある指標については、福島県総合計画にも記載されている指標となっています。

## 2 用語説明（五十音順）

	用語	意味・説明	ページ
アルファベット	BMI	Body Mass Index の略で、肥満度の指標として〔体重 (kg)〕 ÷ 〔身長 (m) の 2 乗〕 で算出される値。BMI18.5 未満は低体重（やせ）、BMI25 以上は肥満とされています。BMI22 が標準体重で、最も病気になりにくい状態とされています。	4
き	郷土食	地域に根付いた産物を使い、その地域独自の調理方法で作られ、地域で広く伝承されている地域固有の料理のことをいいます。	7, 8, 27, 28
し	指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設をいいます。	35
	食育推進コーディネーター	小・中学校、高等学校及び特別支援学校における食育を、各学校の中心となって推進する教職員をいいます。本県の各学校においては、平成 20 年度より校務分掌に位置付けられています。	21
	食生活改善推進員	「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体です。	28
せ	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等は、いずれも生活習慣病とされています。	1, 3, 4, 5, 6, 10, 15, 17, 20, 23, 32
そ	総合計画	福島県総合計画は、県の最上位の計画であり、あらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示すものです。	12, 13, 36, 39
ち	地産地消	地元で生産された農産物等を地元で消費することをいいます。生産者と消費者の距離が近くなり、消費者の地場産物に対する愛着心や安心感が深まり、地場産物の消費拡大に結びついています。	1, 7, 18, 23, 27, 29, 38
と	特別栽培	その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50% 以下、で行う栽培方法をいいます。 ※「節減対象農薬」とは、「化学合成農薬」から「有機農産物の JAS 規格で使用可能な農薬」を除外したものをいいます。	28

な	中食	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や惣菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま（調理加熱することなく）食べることを言います。	20
に	日本型食生活	内閣府が提唱する、日本の気候風土に適した米を中心に、魚や野菜、海藻、豆類などの多様な副食（おかず）を組み合わせる健康的で栄養バランスに優れている食生活をいいます。	8
ふ	ふくしまっ子食育指針	平成19年3月（平成28年3月改定）に、県教育委員会が定めた、本県の学校における食育推進の方向性を示したものです。 基本的な考え方や目標、発達段階に応じた望ましい食に関する行動指標、学校における食育推進上のポイント等が記載されています。	13, 21
	フッ化物	歯質のむし歯抵抗性（耐酸性の獲得・結晶性の向上・再石灰化の促進）を高めてむし歯を予防する方法です。	21
	フレイル	加齢に伴う、心と体の働きが弱くなってきた状態で、「健康」と「要介護」の中間にあります。 ※「オーラルフレイル」は、口腔機能の軽微な低下や食の偏りなどを含み、身体の衰え（フレイル）の一つです。	4, 21, 23, 26, 37
	フードチェーン	ある食品において、一次生産（原材料の生産）から消費者によって消費されるまでの食品供給の流れをいいます。	30
め	メタボリックシンドローム（メタボ）	ウエスト周囲径（おへその高さの腹囲）が男性85cm・女性90cm以上で、かつ血圧・血糖・脂質の3つのうち2つ以上が基準値から外れると、「メタボリックシンドローム」と診断されます。（3つのうち1つが基準値から外れると予備群となります。）	3, 25, 36
ゆ	有機農業	自然との調和を大切に、化学肥料や農薬に頼らず、丁寧な土づくりをすることで、そこに生息する多様な生き物と共生しながら行う農業のことをいいます。	28, 29, 38
り	リスクコミュニケーション	食品の安全性に関する「リスク分析」の全課程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者（生産者）、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互交換することをいいます。	19, 31, 35, 39

### 3 福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱・委員名簿

#### 福島県食育推進ネットワーク会議設置要綱

##### (目的)

第1条 福島県では、すべての県民が、生涯にわたって健全な食生活を実践し、豊かな人間性を育み、食を通して健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、「食育」を県民運動として推進するために「おいしくイキイキ食育プラン～福島県食育推進計画」(以下「計画」という。)を策定した。

この計画に基づき、県内各地域において地域の実情に見合った食育を推進するため、広く関係者から意見を求め、横断的に関係組織が食育に取り組むことができるよう「福島県食育推進ネットワーク会議」(以下「会議」という。)を設置する。

##### (協議事項)

第2条 会議は、その目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 食育の推進に関すること
- (2) 食育の普及・支援に関すること
- (3) 計画の進行管理に関すること
- (4) その他、食育に必要と認められる事項に関すること

##### (構成)

第3条 会議は、別表に掲げる団体から推薦された委員及び公募による委員をもって構成し、委嘱又は、指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

##### (庶務)

第5条 会議の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

##### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

##### 附則

- 1 この要綱は、平成19年10月30日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 3 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

福島県食育推進ネットワーク会議構成委員

	団体名	職名	氏名
学識経験者	国立大学法人福島大学 人間発達文化学類	教授	中村 恵子 (副会長)
	公立大学法人会津大学短期大学部 食物栄養学科	教授	鈴木 秀子 (会長)
	公立大学法人福島県立医科大学 保健科学部診療放射線科学科	准教授	佐藤 久志
医療団体	公益社団法人福島県栄養士会	副会長	中村 啓子
	一般社団法人福島県医師会	常任理事	清原 尚
	一般社団法人福島県歯科医師会	理事	菊地 亮
市町村	福島県市長会	福島市 健康推進課 課長	宍戸 由美子
	福島県町村会	常務理事兼事務局長	安田 清敏
生産・販売関係	公益社団法人福島県食品衛生協会	会長	伊藤 治
	一般社団法人福島県調理師会	会長	川副 憲雄
	福島県農業協同組合中央会	組織広報部部长	小林 秀一
	株式会社J Aあぐり夢みなみ	企画管理部部長	澤山 聖美
保育・学校関係	福島県保育協議会	会長	國井 隆介
	福島県小学校長会	福島市立笹谷小学校 校長	佐藤 和暁
	福島県中学校長会	川俣町立川俣中学校 校長	熊谷 幸司
	福島県高等学校長協会	家庭部会長	黒川 佳子
	福島県PTA連合会	副会長	齋藤 友則
県民代表	福島県食生活改善推進連絡協議会	会長	菅野 一代
	一般公募		轡田 幹子
	一般公募		藤田 浩志

任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日(2年間)





## 「第四次福島県食育推進計画」

福島県保健福祉部健康づくり推進課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

TEL 024-521-7236 FAX 024-521-2191

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/kenkozoushin-syokuiku1.html>